

「別記」 決 議

吾等は衷心より會社を愛す故に頑迷にして無理解冷酷にして部下を愛撫指導せず而も猶
工場改善の誠意毫もなく全従業員の意志を無視蹂躪するのみならず其の専横を控えて吾等と階級
全工場の親密と安寧と秩序と統制とを棄すを以て全工場に福島の増進を阻止する執拗にして卑劣な
る会井組長にもと理想の會社建設のためには吾等全従業員は全力を合して自決奮闘を候す

右決議す

昭和三年四月二十五日

大日本自轉車會社従業員互助會

「別記」 要 求 書

一、四月二十七日七名の解雇者の件について

會社の平和確立の爲め五に誠意を以て協定し七名を復職せよとあること

一、四月七日調停案の主旨に基き

従来の歩増金を本誌に改正し請願の利息を全額返済の精神に基き三割増給されたこと

一、全額返還手當を割当し公取されたこと

一、是等手後簡便石果被兵松倉等爲め休業者には日給半額支給をせよとあること（労働者にはもはや労務を命じること）

一、四月五日に日給全額支給をせよとあること

一、日給以外に休業中一年末、年暮、金春休日に日給半額支給をせよとあること

一、全員の同様に同じく絶体に犠牲者を出さざること

一、右五日五日正午迄に解雇を待たせしめ

13. 6. 5
93

労務第五四五號

昭和三年五月三十日

警視總監 宮田光雄

内務大臣 望月圭介殿

社 會 局 長 官 殿

大阪 神奈川 千葉 埼玉

各 府 縣 知 事 殿

大日本自轉車株式會社勞働争議ニ關スル件

（第四報）

要旨 會社側、労働運動益々暴発シ争議激劇、態度愈々強硬トナル